

平成26年度 農業農村整備事業等補助事業の事後評価
(完了後の評価) について

1 事後評価の対象

平成26年度の対象地区は、平成20年度完了地区（完了後5年経過）のうち総事業費10億円以上の地区。

ただし、完了後の評価は、政策評価法により評価の義務付けがなされていないことから、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。

【26年度評価対象地区数：北海道は本省が直接評価】

平成20年度の総事業費10億円以上の完了地区：14事業種195地区（うち北海道：5事業種18地区）

2 評価実施地区の選定

評価対象の全地区について、事業実施主体に対するアンケート調査（①地区の概要、②整備された農地、施設の利用状況について特記すべき事項、③整備された施設の管理状況、④事業実施主体による事後評価の実施の有無、費用対効果分析に関する資料提供の可否等）を実施し、その結果を基にして、各局事業別に複数地区、10億円以上の地区数の20%以上を目標として評価実施地区を選定。

【評価実施地区数】

11事業種 48地区：24.6%（うち北海道：5事業種 7地区：38.8%）

3 評価の進め方

(1) 評価の実施主体

各地方農政局等（北海道の事業は、本省）が評価委員会を設置して評価を実施。

(2) 地区別結果書の作成

事業実施主体からの資料提供を基に、評価実施地区の地区別結果書を取りまとめる。

【評価項目】

- 社会経済情勢の変化
- 事業により整備された施設の管理状況
- 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

- 事業効果の発現状況(費用対効果分析結果を含む。)
- 事業実施による環境の変化
- 今後の課題等

(3) 第三者委員の意見の聴取

多様な意見の反映、客観性の確保という観点から、すべての評価実施地区について、第三者の意見を聴取し、その意見を取りまとめて評価結果書に反映。

農村振興局が直接評価する北海道の事業は、代表地区において①現地調査の実施、②技術検討会において、地区別結果書等の説明を行い、意見を聴取(説明地区:5事業種4地区)。

(4) 地区別結果書の報告等

各局の地区別結果書は、平成27年2月末までに本省に報告(26年12月から暫定版の提出を受け、本省事業原課及び政策評価窓口等で事前審査を開始)。

本省において、各局の地区別結果書を基に事業種ごとの「評価結果」及び「第三者の意見」を取りまとめる。

4 事後評価結果の公表

平成27年3月末に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」を本省HPで公表。地区別結果書は、各局のHPでも公表。